

# 山梨県公報

号外第六十号

平成十六年

十二月二十四日

金 曜 日

## 目 次

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	一
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二
山梨県行政組織規則の一部を改正する規則	二
山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則	三
道路交通法第五十一条第十四項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則	三
山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	三
山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則	三
山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	四
山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	四
山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	五
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	五

## 規 則

### 山梨県規則第五十六号

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

(趣旨)

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

**第一条** 知事等が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。)(第二条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法そ

他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 知事等 知事若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第一条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

**第三条** 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

**2** 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、及び知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、知事等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書のうち知事が定めるもの

**3** 第一項の申請等を行う者は、知事等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 知事等は、申請等を行う者が前項に規定する事項を送信する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した規則の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

- 一 申請等を行う者に係る第二項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの
- 二 申請等を行う者に係る第二項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

5 規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）  
第四条 知事等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

（電磁的記録による縦覧等）  
第五条 知事等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）  
第六条 知事等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）  
第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（第三条第一項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第三条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項の規則で定める氏名又は名称

を明らかにする措置は、電子署名とする。  
附則  
この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

山梨県規則第五十七号  
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦  
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則（昭和五十三年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。  
別表中「北都留郡上野原町」を「上野原市」に改める。

附則  
この規則は、平成十七年二月十三日から施行する。

山梨県規則第五十八号  
山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦  
山梨県行政組織規則の一部を改正する規則  
山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。  
第一条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。  
第二条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。  
第五条の見出しを「（労働委員会事務局）」に改め、同条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に、「第十九条の十二第四項」を「第十九条の十二第六項」に、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。  
第四章の章名を次のように改める。

第四章 労働委員会事務局  
第二十四条第一項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。  
第二十五条第一項中「第十九条の十二第四項」を「第十九条の十二第六項」に改める。  
別表第一の一の表商工労働部の部労政雇用課の項中「地方労働委員会」を「労働委員

会」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に地方労働委員会事務局に勤務する者のうち、別に発令されない者は、労働委員会事務局に勤務を命ぜられたものとする。

**山梨県規則第五十九号**

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二の第二項中「山梨市」の下に、「(平成十七年三月二十一日における山梨市の区域に限る。)」を加える。

**附 則**

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

**山梨県規則第六十号**

道路交通法第五十一条第十四項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路交通法第五十一条第十四項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

道路交通法第五十一条第十四項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則(昭和六十一年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「第五十一条第十四項」を「第五十一条第十八項」に改める。

本則中「第五十一条第十四項」を「第五十一条第十八項」に、「所有者等が同条第十三項」を「使用者等が同条第十七項」に改め、本則の表第一号中「第八項前段」を「第八項」に改め、同表第二号及び第三号中「第五十一条第八項後段」を「第五十一条第九項前段」に、「とき」を「とき」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第六十一号**

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立身体障害者授産施設設置及び管理条例施行規則(昭和五十八年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の表二の項中「六十五人」を「六十九人」に、「十五人」を「十九人」に改める。

**附 則**

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

**山梨県規則第六十二号**

山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県旅館業法施行細則(昭和三十七年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式(第5条関係)

宿泊者名簿

客室名 (番号)	到着 年月日	出発 年月日	前夜宿 泊地名	行地 先名	住所	氏名	年齢	職業	国籍及び旅券番号 (短期滞在の外国人 に限る。)	その他

注 「短期滞在の外国人」とは、外国人のうち外国に住所を有する者及び外国からの旅行者をいう。

**附 則**  
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

**山梨県規則第六十三号**

山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦  
山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県クリーニング業法施行細則(昭和三十九年山梨県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第十四号中「クリーニング所休業届」を「クリーニング所又は無店舗取次店休業届」に改め、同条第十五号中「クリーニング所営業再開届」を「クリーニング所又は無店舗取次店営業再開届」に改める。

第一号様式中「名称所在地」を「名称、所在地」に「洗い場」や「洗場」に「仕上げ場」や「仕上場」に「受取及び引き渡し場」や「受取及び引渡し場」に「洗たく物」を「洗濯物」に「引き渡しのみ」や「引渡しのみ」に改める。

第十四号様式中「クリーニング所休業届」を「クリーニング所又は無店舗取次店休業届」に「クリーニング所の名称」や「クリーニング所又は無店舗取次店の名称」に「の所在地」や「の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」に改める。

第十五号様式中「クリーニング所営業再開届」を「クリーニング所又は無店舗取次店営業再開届」に「クリーニング所の名称」や「クリーニング所又は無店舗取次店の名称」に「の所在地」や「の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

**山梨県規則第六十四号**

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦  
山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県公害防止条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中、「石和町」を削り、「千田」の下に「並びに笛吹市のうち石和町市部、石和町井戸、石和町今井、石和町上平井、石和町唐柏、石和町川中島、石和町窪中島、石和町小石和、石和町河内、石和町砂原、石和町下平井、石和町中川、石和町八田、石和町東油川、石和町東高橋、石和町広瀬、石和町松本、石和町山崎及び石和町四日市場」を加える。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第六十五号**

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**第一条** 山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第一条 山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三の表中、「牧丘町」を「上野原市（平成十七年二月十二日における秋山村の区域を除く。）」「牧丘町」に改め、「上野原町」を削り、「大和村」「秋山村」を「上野原市（平成十七年二月十二日における秋山村の区域に限る。）」「大和村」に改める。

**第二条** 山梨県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第五条の三の表中、「山梨市」を「山梨市（平成十七年三月二十一日における三富村の区域を除く。）」「に、「牧丘町」「勝沼町」を「勝沼町」に、「三富村」を「山梨市（平成十七年三月二十一日における三富村の区域に限る。）」に改める。

**附則**

第一条の規定は平成十七年二月十三日から、第二条の規定は同年三月二十二日から施行する。

**公安委員会**

**山梨県公安委員会規則第十五号**

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三 韮崎警察署の部若神子警察官駐在所の項中

北巨摩郡須玉町 若神子七の一 北巨摩郡須子新町、

玉町のうち 上津金、下津金、六平、若神境之沢

北杜市須玉町若神子七の一

北杜市のうち 須玉町若神子、須玉町上津下津金、須玉町六平、須玉町、須玉町境之沢

金、須玉町 町若神子新

に改め、同部穂足警察官駐在所の項中

北巨摩郡須玉町 藤田三九七の三 北巨摩郡須藤田、大

玉町のうち 豆生田、小倉、大蔵、東向

北杜市須玉町藤田三九七の三

北杜市のうち 須玉町藤田、須玉町大豆生小倉、須玉町大蔵、須玉町

田、須玉町 東向

に改め、同部増富警察官駐在所の項中

北巨摩郡須玉町 比志三九三六の一 北巨摩郡須小尾、比

玉町のうち 志、江草

北杜市須玉町比志三九三六の一

北杜市のうち 須玉町小尾、須玉町比志、

須玉町江草

に改め、同部朝神警察官駐在所の項中

北巨摩郡明野村 北巨摩郡明 浅尾新田一四九 浅尾、浅

野村のうち 尾新田、上神取、下神取

北杜市明野町浅尾新田一四九

北杜市のうち 明野町浅尾、明野町浅尾新上神取、明野町下神取

別表第三長坂警察署の部を次のように改める。					
長坂警察署	署所在地	北杜市長坂町長坂上条二五七五の七九	北杜市のうち 長坂町長坂上条、長坂町中丸、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町小荒間、長坂町白井沢、長坂町大井ヶ森、長坂町中島	北杜市明野町上手二四一の一	北杜市のうち 明野町上手、明野町小笠原
日野春警察官駐在所	北杜市長坂町塚川二八一九の一	北杜市のうち 長坂町富岡、長坂町塚川、長坂町渋沢、長坂町日野、長坂町長坂下条	北杜市のうち 高根町浅川、高根町清里、大泉町西井出のうち川俣川以東の地区	北杜市明野町上手二四一の一	北杜市のうち 明野町上手、明野町小笠原
清里警察官駐在所	北杜市高根町清里三五四五の一	北杜市のうち 高根町箕輪、高根町箕輪新町、高根町山東割、高根町村山西割、高根町山北割、高根町高根蔵原、高根町黒沢、高根町高根町東井出、高根町根町堤、高根町根町川俣	北杜市のうち 高根町箕輪、高根町箕輪新町、高根町村山東割、高根町村山西割、高根町山北割、高根町高根蔵原、高根町黒沢、高根町高根町東井出、高根町根町堤、高根町根町川俣	北杜市明野町上手二四一の一	北杜市のうち 明野町上手、明野町小笠原
高根警察官駐在所	北杜市高根町箕輪新町四八三の一三	北杜市のうち 高根町箕輪、高根町箕輪新町、高根町村山東割、高根町村山西割、高根町山北割、高根町高根蔵原、高根町黒沢、高根町高根町東井出、高根町根町堤、高根町根町川俣	北杜市のうち 高根町箕輪、高根町箕輪新町、高根町村山東割、高根町村山西割、高根町山北割、高根町高根蔵原、高根町黒沢、高根町高根町東井出、高根町根町堤、高根町根町川俣	北杜市明野町上手二四一の一	北杜市のうち 明野町上手、明野町小笠原
小淵沢警察官駐在所	北巨摩郡小淵沢町八一六二の一	北巨摩郡小淵沢町	北巨摩郡小淵沢町	北巨摩郡小淵沢町	北巨摩郡小淵沢町
台ヶ原警察官駐在所	北杜市白州町台ヶ原二二一〇の二	北杜市のうち 白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、白州町大坊、白州町横手	北杜市のうち 白州町白須、白州町台ヶ原、白州町花水、白州町大坊、白州町横手	北杜市明野町上手二四一の一	北杜市のうち 明野町上手、明野町小笠原
鳳来警察官駐在所	北杜市白州町下教来石四八の二	北杜市のうち 白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町大武川	北杜市のうち 白州町上教来石、白州町下教来石、白州町鳥原、白州町大武川	北杜市明野町上手二四一の一	北杜市のうち 明野町上手、明野町小笠原

別表第三笛吹警察署の部を次のように改める。					
笛吹警察署	署所在地	笛吹市石和町市部五五五	笛吹市のうち 石和町川中島、石和町八田、石和町石和、石和町四日市場、石和町石松本、石和町下平井、石和町平井、石和町瀨	北杜市武川町三吹二二〇の三	北杜市のうち 武川町牧原、武川町三吹、武川町山高脇、武川町黒沢、武川町新奥、武川町宮脇、武川町柳沢
富士見警察官駐在所	笛吹市石和町河内七一の一	笛吹市のうち 石和町小石和、石和町唐柏、石和町河内、石和町今井、石和町東高橋、石和町東油川、石和町砂原、石和町井戸	笛吹市のうち 石和町小石和、石和町唐柏、石和町河内、石和町今井、石和町東高橋、石和町東油川、石和町砂原、石和町井戸	北杜市武川町三吹二二〇の三	北杜市のうち 武川町牧原、武川町三吹、武川町山高脇、武川町黒沢、武川町新奥、武川町宮脇、武川町柳沢
八代警察官駐在所	笛吹市八代町南四三一の一	笛吹市のうち 八代町南、八代町北、八代町岡、八代町大間田、八代町増利、八代町米倉、八代町永井	笛吹市のうち 八代町南、八代町北、八代町岡、八代町大間田、八代町増利、八代町米倉、八代町永井	北杜市武川町三吹二二〇の三	北杜市のうち 武川町牧原、武川町三吹、武川町山高脇、武川町黒沢、武川町新奥、武川町宮脇、武川町柳沢
花鳥警察官駐在所	笛吹市御坂町竹居二三四八	笛吹市のうち 八代町奈良原、八代町竹居、八代町高家、御坂町大野寺、御坂町竹居	笛吹市のうち 八代町奈良原、八代町竹居、八代町高家、御坂町大野寺、御坂町竹居	北杜市武川町三吹二二〇の三	北杜市のうち 武川町牧原、武川町三吹、武川町山高脇、武川町黒沢、武川町新奥、武川町宮脇、武川町柳沢
錦生警察官駐在所	笛吹市御坂町夏目原七一八	笛吹市のうち 御坂町八千蔵、御坂町二之宮、御坂町井之上、御坂町夏目原、御坂町栗合、御坂町蕎麦塚、御坂町下野原、御坂町金川原、御坂町成田、御坂町国衙	笛吹市のうち 御坂町八千蔵、御坂町二之宮、御坂町井之上、御坂町夏目原、御坂町栗合、御坂町蕎麦塚、御坂町下野原、御坂町金川原、御坂町成田、御坂町国衙	北杜市武川町三吹二二〇の三	北杜市のうち 武川町牧原、武川町三吹、武川町山高脇、武川町黒沢、武川町新奥、武川町宮脇、武川町柳沢
黒駒警察官駐在所	笛吹市御坂町上黒駒八四四の二	笛吹市のうち 御坂町上黒駒、御坂町下黒駒、御坂町藤野木、御坂町尾山	笛吹市のうち 御坂町上黒駒、御坂町下黒駒、御坂町藤野木、御坂町尾山	北杜市武川町三吹二二〇の三	北杜市のうち 武川町牧原、武川町三吹、武川町山高脇、武川町黒沢、武川町新奥、武川町宮脇、武川町柳沢
浅間警察官駐在所	笛吹市一宮町塩田四五五の五	笛吹市のうち 一宮町土塚、一宮町塩田、一宮町市之蔵、一宮町金沢、一宮町狐新居、一宮町東新居、一宮町神沢、一宮町石、一宮町千米寺、一宮町新巻、一宮町地藏堂、一宮町末木	笛吹市のうち 一宮町土塚、一宮町塩田、一宮町市之蔵、一宮町金沢、一宮町狐新居、一宮町東新居、一宮町神沢、一宮町石、一宮町千米寺、一宮町新巻、一宮町地藏堂、一宮町末木	北杜市武川町三吹二二〇の三	北杜市のうち 武川町牧原、武川町三吹、武川町山高脇、武川町黒沢、武川町新奥、武川町宮脇、武川町柳沢
金田警察官	笛吹市一宮町金	笛吹市のうち	笛吹市のうち	北杜市武川町三吹二二〇の三	北杜市のうち 武川町牧原、武川町三吹、武川町山高脇、武川町黒沢、武川町新奥、武川町宮脇、武川町柳沢

駐在所	田一四三の八	、一宮町金田、一宮町東原、一宮町橋立、一宮町竹原田、一宮町坪井、一宮町田中、一宮町下矢作、一宮町国分
相興警察官駐在所	笛吹市一宮町中尾七六六	笛吹市のうち、一宮町中尾、一宮町野呂、一宮町北都塚、一宮町上矢作、一宮町一ノ宮、一宮町本
境川警察官駐在所	笛吹市境川町一藤二二九二	境川町のうち、境川町大黒坂、境川町前間田、境川町石橋、境川町三椏、境川町大坪、境川町坊ケ峯、境川町大窪、境川町藤袋
芦川警察官駐在所	東八代郡芦川村三	東八代郡芦川村

別表第三日下部警察署の部春日居警察官駐在所の項中

東山梨郡春日居の町  
熊野堂二三五五  
東山梨郡

春日居町	を	笛吹市春日居町熊野堂二三五五	春日居町のうち、春日居町熊野堂、春日居町別田、春日居町小松、春日居町国府、春日居町加茂、春日居町徳祭
------	---	----------------	--

町下岩下、春日居町、春日居町、春日居町寺本、春日居町鎮目、春日居

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番